

## 新潟県建設関係行政書士協議会綱領

1. 新潟県建設関係行政書士協議会（以下新潟県建行協という。）は、建設関係業務のうち建設業許可申請関係業務（第11条変更届、分析申請、経営事項審査申請、入札参加申請等関連許可申請等）、土地利用申請関連業務（開発行為許可申請、産業廃棄物許可申請等土地利用業務）、営業許認可申請関連業務等に関する研究、添付書類の検討、電子申請対応、公共受託の推進、新規業務の模索について会員が自主的に活動し、その報告及び情報提供に基づき全員で協議検討をして共存していくことを本来の目的としております。
2. 新潟県建行協は、書類の作成を指導する会ではありません。書類作成は、支部等行政書士会で行うべきものであり、熟練した会員で組織された頭脳集団を目指しております。
3. 新潟県建行協は、県書士会に対し必要に応じ業務上の提言を行う団体です。本会は、任意団体であり、入会に際しては本会の設立趣旨、本綱領を充分理解されたうえで加入申込を御願いたします。但し、入会には新潟県建行協理事会の承認が必要となります。また、本協議会には、個人的な一切の政治的思想・選挙・宗教活動を持ち込まないこととし、純粋に業務に専念できる方の参加を求めています。
4. 来るべき電子申請に対応するため、官庁情報及び全国で構成されている各種の協議会、研修会情報を伝達し、単位会で得られない情報をいち早く会員で共有し、生き残れる行政書士を目指しております。規制緩和の成り行きによっては、行政書士資格は、喪失の憂き目にあうやもしれません。その時点では遅すぎるのです。今、顧問・関与先企業はコンサルタントができる行政書士を求めています。単なる代書屋から脱皮しましょう。生き残っていくには、皆さんの知恵と勇気を必要としています。

## 新潟県建設関係行政書士協議会会則

### 〔設立趣旨〕

新潟県建設関係行政書士協議会は、建設業関係及び廃棄物処理並びに土地利用関係業務を通じ行政書士業務（以下建設関係業務という。）のうち上記の業務を得意とする個々の行政書士有志の専門的業務研究集団として、最高の頭脳集団を目指すものである。

建設関係業務は、行政課題が山積する中、多くの行政書士が業務として関与し、行政書士にとって一番馴染みの深い業種であり、現在及び将来求められるであろうことから、建設関係の許認可を中心に、行政書士としての専門的分野から研究することを目的とする。

我々新潟県建設関係行政書士協議会は、自由闊達な意見の交流の場から、広く情報を交換し、資料の収集を通じ、新たなる分野を開いていきたいと希望する。

我々新潟県建設関係行政書士協議会は、行政書士有志の集団であるがゆえに、専門的、個別的課題を調査し研究する。

我々新潟県建設関係行政書士協議会は、会員相互の連帯を一番に尊重し、参加者の総意で自主的民主的に運営される。そのために、役員歴や肩書きにとらわれず、連合会、単位会（新潟会）内部の意見の対立を持ち込んではいならない。

我々新潟県建設関係行政書士協議会は、既に全国各地に存在する同様の趣旨の研究会、シンポジウムなどにも連帯と、協調を呼びかけるものである。単に行政書士だけのために存在するのではなく、建設業界、産業界などに広く社会の進歩改善の一助となることを希望する。

### 〔名 称〕

第 1 条 この会は、新潟県建設関係行政書士協議会（以下「本会」という。）と称する。  
略称を「新潟県建行協」とする。

### 〔目 的〕

第 2 条 本会は、建設関係の申請手続きに関し、業務の改善進歩及び会員相互の連帯協調をはかり、建設行政に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

### 〔業 務〕

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
（ 1 ） 建設関係の許認可届出に関する資料の蒐集、調査、分析、研究に関すること。  
（ 2 ） 会員相互の連絡調整に関すること。  
（ 3 ） その他本会の目的を達成するための業務に関すること。

### 〔主たる事務所〕

第 4 条 本会の主たる事務所は、事務局に置く。

〔入 会〕

第 5 条 本会の会則に賛同し、入会を申し込む者は本会所定の申込書に必要事項を記載し、会費及び入会金を支払った後に本会会員になることができる。

〔退 会〕

第 6 条 退会は、次の場合による。

- ( 1 ) 本人より退会の申し出があったとき。
- ( 2 ) 次年度会費を第 14 条第 2 項に定める納入期日までに納入しなかったとき。
- ( 3 ) 行政書士会員でなくなったとき。
- ( 4 ) 本会会則等に違反し、本会の規律を著しく乱したり、名誉を傷つけた場合で、理事会の 4 分の 3 以上の決議があったとき。

〔総 会〕

第 7 条 本会の定時総会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に召集する。臨時総会は、必要に応じて召集する。総会の招集は、会長が行う。

2 総会は、会員の 3 分の 1 上の出席で成立し、その表決は出席者の過半数をもって行う。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

4 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- ( 1 ) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
- ( 2 ) 会則の改定に関すること。
- ( 3 ) 役員を選任及び解任に関すること。
- ( 4 ) 総会及び理事会が審議することを適当と決定した事項。

〔役 員〕

第 8 条 本会は、次の役員を置く。

- ( 1 ) 会長 1 名
- ( 2 ) 副会長 2 名
- ( 3 ) 理事 5 名
- ( 4 ) 監事 2 名

〔役員を選任と時期〕

第 9 条 理事及び監事は、本会の会員のうちから、総会において選任する。

会長、副会長は、理事会の推薦により総会で選任する。ただし、監事は、他の役員と兼ねることができない。

理事及び監事の任期は、就任後 2 回目の定時総会の終結をもって終了する。

ただし、再任を妨げない。

〔役員の仕事〕

第 10 条 会長は、本会を代表し会の運営を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の執行に参画する。
- 4 監事は、本会の会計及び会務の執行を監査し、総会に報告する。

〔理事会〕

- 第 11 条 理事会は、会長が招集し会長・副会長・理事で構成する。
- 2 理事会は、文書又は通信回線を利用して行うことができる。
  - 3 理事会は、理事の過半数の参加をもって成立し、その表決は、参加理事の過半数をもって行う。

〔地域部会〕

- 第 12 条 本会は、目的の達成及び会員との連絡調整をはかるため地域部会を設ける。
- 2 地域部会の名称及び区域は、理事会の決議により定める。
  - 3 前項の区域内の事務所所在会員は、当該地域部会に所属しなければならない。
  - 4 地域部会は、細則を定めることができる。

〔会計年度〕

- 第 13 条 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

〔入会金及び会費〕

- 第 14 条 本会の事業を遂行するため会費を徴収する。
- 2 会費は、年 30,000 円とし、前期末 6 月末日の 2 ヶ月前の 4 月末日までに前納会費として支払わなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により自動退会となった者は、次年度の納入期日までの 1 年以内に会費を納入したときは会員に復帰することが出来る。  
また、入会金も要しない。  
会費は、月割りしない。
  - 3 前項の会費は、指定された口座に振込むものとする。
  - 4 第 5 条により入会した者は、入会金として金 20,000 円及び当該年度会費を直ちに納入しなければならない。ただし、創設時に会員となった者は入会金を免除する。
  - 5 既に納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

〔会則の改定〕

- 第 15 条 本会の会則の改定は、総会の決議を経なければならない。

〔規定〕

- 第 16 条 理事会は、本会の活動を円滑に遂行するため、本会則に基づき、各種規定を設けることができる。

〔会則の準用〕

- 第 17 条 本会は、この会則のほか、当会の趣旨目的を会員が理解し会員相互の信義を以って行うものとする。なお、この会則に定めのない事項については理事会の議決により決定する。

- 附 則 本会則は、平成 11 年 11 月 20 日より実施する。
- 附 則 本会則は、平成 12 年 8 月 19 日より改訂し、実施する。